

第19回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年3月19日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和2年3月25日
 会議の場所 一関市役所川崎支所 多目的室
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 金 野 隆
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第19回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時30分

議 長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第19回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	なお、5番 鈴木 勝 委員より欠席の届け出がありました。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してあります総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入ります前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 畠山 信吾 委員、16番 小山悦郎 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 報告第42号「農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。
農地専門委員長	第5回農地専門委員会の協議結果について報告いたします。

開催日時、令和2年3月19日、木曜日、午後1時30分より行いました。

開催場所は川崎農村環境改善センター3階、生活改善研修室であります。

出席者は私ほか、農地専門委員8名、欠席2名です。

事務局は、小野寺局長、金野局長補佐、西巻主査。

4、議題、報告、農地パトロール（農地利用状況調査）の結果についてであります。

協議は2件で、1、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、2、農業委員会が定める下限面積についてであります。

5、報告事項は、令和元年度に行った農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について次のとおり報告がありました。

7月から9月に実施した農地パトロールの実績は、延べ調査日数は35日、出席人数は128人、調査筆数は815筆、調査面積は97haでありました。

調査した農地のうち、「再生利用が可能な荒廃農地」（A分類）と「再生利用困難と見込まれる荒廃農地」（B分類）と判断した農地について、所有者に利用意向調査を行ったということでありました。

6、協議事項は、次の2点について審議いたしました。

1、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地の該当判断については、「非農地判定予定農地一覧」により協議し、掲載された農地を非農地と判断することについて、可と決定されました。

2、農業委員会が定める下限面積（別段の面積）については、新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合は、農業委員会の判断で面積を引き下げ、別段の面積を設定することができるとなっていますので、毎年、検討しているものであります。

意見として、「新規就農で取り組むピーマンなど高収益作物では、20から30aで十分」、「荒廃農地が増えているので、引き下げたほうが農地を守れる」、「引き下げは新規就農者へのアピールになる」など、引き下げに賛成の意見が多くありました。

面積設定にあつては30a、10aなど意見があり、初めて引き下げを検討するため慎重に審議をいたしました。

最終的に、より新規就農者の受け入れが促進されることを目的

議

長

に、また、県内他市の状況などから、下限面積を引き下げ、別段の面積を10aと設定することに決定しました。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で「報告第42号」の報告を終わります

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第42号の質疑を終わります。

次に「報告第43号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局

長

局長より説明いたさせます。

それでは、2ページをお開き願います。

報告第43号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年3月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から8ページの第10号までの10件、10名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「報告第43号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 議	長 長	<p>なければ、報告第43号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「報告第44号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p> <p>9ページをお開き願います。</p> <p>報告第44号 農地現状変更届出の報告について、内容をご説明いたします。</p> <p>このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、4筆の現状変更届出を受理したため、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。</p> <p>なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。</p> <p>届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりであります。現状変更の理由は、農業用施設の整備が2件、耕作の利便性を図るための盛土が1件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第44号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 議	長 長	<p>なければ、報告第44号の質疑を終わります。</p> <p>次に「報告第45号 農地法第5条許可申請の取下願いの報告について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>10ページをお開き願います。</p> <p>報告第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願の報告についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があり、これを受理したため報告するものです。</p> <p>本議案に係る申請は一関地域の申請1件です。</p> <p>これは、先の令和2年2月25日の第18回総会においてご審議いただき許可相当と決したのですが、譲渡人が死亡したために取下願いが提出されたものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
局 長 補 佐		

議	長	<p>以上で「報告第45号」の説明を終わります。 質疑ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議 議	長 長	<p>なければ、報告第45号の質疑を終わります。 次に、「議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>11ページをご覧願います。 議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。 最初に関地域に係る申請7件でございます。 第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月31日までの5年間です。 第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり令和8年3月31日までの6年間で、賃借料は記載のとおりです。 第3号については、譲渡人が高齢であることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。 12ページをご覧願います。 第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。 第5号及び13ページ、第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり令和7年3月31日までの5年間で、物納です。 第7号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。 次に、花泉地域に係る申請2件でございます。 第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。</p>

次に14ページをご覧ください。

第9号については、借受人は農地所有適格法人以外の法人であり、新規事業として有機栽培米の生産と販売を始めるため、賃貸借により借受けしようとするものです。

賃貸借期間は、令和7年3月28日までの5年間であり、賃借料は物納です。

農地所有適格法人でない法人が農地を借りる際は、契約書に解除条件を付すことが要件となっております。

また、借入れ面積が4,632㎡と下限面積の5,000㎡に不足しておりますが、借受人は宮城県登米市中田町に田2筆を所有しており、そこと併せて10,112㎡を借受けすることとしていますので、下限面積要件を満たしております。

なお、水稻の作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第10号については、貸付人が入院中で労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの10年9ヶ月です。

次は15ページにかけてでございますが、第11号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

次は16ページにかけてですが、第12号については、譲渡人と借受人は親子であり、後継者として借受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

17ページをご覧ください。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第14号については、借受人が市道松川館下線道路改良事業用地の代替地として取得するものであり、売買金額は記載のとおりです。

次に、室根地域に係る申請6件でございます。

第15号及び第16号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりです。

18ページをご覧ください。

第17号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和5年3月31日までの3年間です。

第18号については、貸付人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月30日までの5年間です。

第19号及び19ページの第20号については、耕作の利便性を図るため、お互いの農地を交換するものです。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第21号については、貸付人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸貸借により借受けしようとするもので、貸貸借期間は記載のとおり令和11年12月31日までの9年9ヶ月です。

以上21件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第137号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告いたします。

現地調査日、令和2年3月13日、金曜日、午前9時からです。

現地調査員、農業委員 永畠委員、私 松岡です。

農地利用最適化推進委員 遠藤委員、菅原委員です。

事務局職員 阿部主任主事、千葉主任です

報告内容です。

第1号から第7号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

8 番
松岡 千賀子 委員

議 長

2 番
渋谷 皓 委員

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第 3 条現地調査報告を行います。

現地調査日は令和 2 年 3 月 11 日、水曜日、午前 9 時より、現地調査員、農業委員 渋谷、最適化推進委員 千葉、佐藤両委員、事務局職員 西巻主査、支所職員 後藤主任、高橋主事。

報告内容、第 8 号から第 9 号について、別紙農地法 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

議 長

11 番
石川 誠司 委員

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和 2 年 3 月 11 日、水曜日、午前 9 時より、農業委員 鈴木委員、私 石川、農地利用最適化推進委員 菅原委員、支所職員、熊谷産業経済課主査。

報告内容、第 10 号から第 11 号について、別紙農地法 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

24 番
千田 幹雄 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第 3 条現地調査の報告です。

調査日が令和 2 年 3 月 11 日、午後 1 時 30 分、現地調査員、農業委員は私 千田、推進委員が千葉、小野寺の両委員、事務局職員が西巻主査、支所職員が畠山産業経済課農林係長。

報告内容、第 12 号、第 13 号について、別紙農地法 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等も少ないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

13番
鈴木 初男 委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告書、現地調査日、令和2年3月11日、午前9時より、現地調査員、農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、市職員として東山支所産業経済課 渡邊課長補佐。

報告内容、第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響はないことから問題ないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

4番
千葉 綾雄 委員

農地法第3条現地調査書、室根地域を報告いたします。

現地調査日は令和2年3月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 藤原委員と、私、千葉、農地利用最適化推進委員 菅原委員、支所職員、畠山産業経済課長補佐、土屋産業経済課主任主事で行いました。

報告内容、第15号から第20号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

議 長

報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

19番
佐々木 栄一 委員

藤沢地域の報告いたします。

農地法第3条現地調査報告、現地調査日、令和2年3月11日、水曜日、午前10時から開始しました。

調査員、農業委員 私、佐々木、推進委員、伊藤委員、佐藤委員、支所職員、佐藤産業経済課主事。

報告内容、第21号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

議 長

以上で調査報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第137号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第137号」を可と決します。
局長補佐		次に、「議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 20ページをお開き願います。 議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容について説明いたします。 次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものでございます。 本議案に係る申請は一関地域の1件です。 第1号は、自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。 農地区分は、第2種農地と判断いたしました。 なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第138号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、一関地域の担当委員の方から現地調査報告をお願いいたします。
8番 松岡 千賀子 委員		一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。 現地調査日等は第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約16.2kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西・北側が宅地、南側が公衆用道路となっている。 申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の

設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第138号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

21ページをお開き願います。

「議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は9件で、一関地域が5件、花泉地域2件、千厩地域1件、室根地域1件でございます。

第1号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード、残土置き場等として利用したいので、農地の一部について、令和2年5月11日から令和2年11月10日まで使用貸借して一時転用申請するものでございます。

農地区分は第2種農地でございますが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第2号は、譲受人が建売住宅4棟、駐車場13台分、道路を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、譲受人が太陽光発電設備を設置したいので転用申請

議 長

するものでございます。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

防災無線放送終了まで暫時休憩いたします。

(午後2時10分 休憩)

(午後2時10分 再開)

議 長

会議を再開いたします。

局長 補佐

22ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が事業の拡大によって、工場のトラック待機場及び雪捨場と従業員駐車場45台分を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

第5号は、譲受人が宅地分譲7区画と位置指定道路を整備したいので転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が自己住宅を建築するために使用貸借により転用申請をするものです。

農地区分は、申請に係る農地から300m以内に駅があることから第3種農地と判断いたしました。

次に、23ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が離れ住宅を建築したいので、使用貸借により転用申請する追認案件です。

譲受人は、既存住宅が手狭になり、平成30年9月に離れを建築しましたが、農地との境界確認をしないまま建築してしまったものです。

今般、登記のため建物測量をしたところ、建築面積29.81㎡のうち1.26㎡が境界を越えていたことが判明したため、農振除外申請手続きを行った後、追認により許可を求めるものでございます。

なお、顛末書を徴収しており、受け人、渡し人双方ともに深くこのことを反省しております。

農地区分は第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置するものであることから転用に問題ないものと考えます。

第8号は、譲受人が薪を加工する作業場、保管場、駐車場などを整備したいので転用申請するものです。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

議 長

8 番
松岡 千賀子 委員

第9号は、譲受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用したいので、農地の一部について使用貸借して、令和2年5月11日から令和2年7月31日まで一時転用申請するものです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第139号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに現地調査の結果報告をお願いいたします。

一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告いたします。

現地調査日等は第4条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約7.4kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西・北側が農地、南側が市道となっています。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う作業ヤード等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はありません。

第2号、申請地は、JR一ノ関駅から東に約3.9kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が山林、南側が宅地、北側が山林及びため池となっています。

申請人が建売住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第3号、申請地は、JR一ノ関駅から東に約3.8kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が原野、南側が水路、北側が農地と

議 長
2 番
渋谷 皓 委員

なっております。

申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第 4 号、申請地は、一関インターチェンジから西に約 1.8km の位置にあり、周囲は東側が市道、西側が山林、南側が山林及び農地、北側が宅地となっております。

申請人が自社の用に供する従業員駐車場及びトラック待機場等として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第 5 号、申請地は、一関市役所から西に約 1.1km の位置にあり、周囲は東側が農地、西側が雑種地、南側が道、北側が市道となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の第 5 条の現地調査報告をいたします。

調査日、調査員は第 3 条と同じなので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 6 号、申請地は、J R 油島駅から南西に約 230m の位置にあり、周囲は東側が県道、南側が宅地、西側が農地、北側が現況雑種地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

第 7 号、申請地は、J R 油島駅から南に約 1.6km の位置にあり、周囲は東・北側が宅地、西・南側が農地となっている。

申請人が離れ住宅を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

なお、本計画は、平成 30 年頃、既存住宅が手狭になったことから、同一敷地内に離れ住宅を建築し、登記のため建物測量をしたところ、農地の一部に越境していたことが判明し、追認により許可を求めるとのことで、双方とも深く反省しており、顛末書の提出を確認しています。

以上で報告を終わります。

<p>議 長 24番 千田 幹雄 委員</p>	<p>ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の第5条現地調査報告を行います。 調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。 報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。 第8号、申請地は、J R小梨駅から北東に約2.3kmの位置にあり、周囲は東側が県道、西・南側が農地、北側が原野となっております。 申請人が薪の加工場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま</p>
<p>議 長 4番 千葉 綾雄 委員</p>	<p>以上でございます。 ありがとうございました。 次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。 室根地域、農地法第5条現地調査報告いたします。 期日と農業委員は3条と同じなので割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。 第9号、申請地は、室根支所から南に約8kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西・南・北側が農地となっております。 申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う作業ヤード等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま</p>
<p>議 長 19番 佐々木 栄一 委員</p>	<p>報告を終わります。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果説明を終わります。 審議願います。 第7号でございますけれども、報告の中に、双方とも深く反省しており顛末書を徴しているということでございますけれども、支障がなければ、顛末書の内容について報告をお願いいたします。</p>
<p>局 長 補 佐</p>	<p>本日、顛末書の現物を用意しておりませんでした、「農地法の適用となることを知らなかった。」という経過と謝罪の意が記載されていたと記憶しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>

議 長	(なしの声あり) なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議 長	(挙手満場) 満場です。
議 長	よって、「議案第139号」を許可相当と決します。 次に、「議案第140号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
局 長 補 佐	局長補佐より説明いたさせます。 24ページをお開き願います。 議案第140号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。 一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。 25ページをご覧願います。本議案に係る申請は、利用権貸借が56件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が42件、集団案件が10件でございます。 初めに利用権貸借ですが、第1号から、33ページの第17号までは、一関地域に係る申請でございます。 次に、第18号から45ページの第37号までの20件は、花泉地域に係る申請でございます。 46ページをお開き願います。 第38号から第41号の4件は、大東地域に係る申請でございます。 48ページをお開き願います。 第42号から49ページの第43号までの2件は、千厩地域に係る申請でございます。 第44号の1件は、東山地域に係る申請でございます。 第45号から53ページの第54号までの10件は、室根地域に係る申請でございます。 55号、56号の2件は、藤沢地域に係る申請でございます。 54ページをお開き願います。 こちらは所有権移転で、第1号と第2号の2件は、一関地域に

係る申請でございます。

第3号から56ページ、第5号の3件は、花泉地域に係る申請でございます。

第6号につきましては、藤沢地域に係る申請でございます。

57ページをお開き願います。

農地中間管理機構との貸借で個別案件になりますが、第1号から60ページ、第9号は、一関地域に係る申請でございます。

第10号から66ページ、第26号までの17件は、川崎地域に係る申請でございます。

67ページ、27号から72ページ、第42号までの16件は、藤沢地域に係る申請でございます。

73ページをお開き願います。

農地中間管理機構との貸借で集団案件でございますが、第1号から74ページの第10号までの10件は、千厩地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第140号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第52号について4番 千葉 綾雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

11番
石川 誠司 委員

46ページから47ページにかけてですが、大東地域になります。

新しく就農する若い青年がいるようでございます。

喜ばしいところではございますけれども、農機具の状態等を見ると、どのように営農するのか、引っかかりましたので、質問します。

議 長

事務局の手元に資料がないため、私の地元でございますので、答弁をさせていただきます。

この方は、高校卒業後、県立の農業講習所、いわゆる六原農場を卒業され、現在、和牛繁殖、親牛が14頭ぐらいいるはずです。

両親とも就農いたしておりませんが、祖父母が和牛繁殖をして

おりました。

孫にあたるこの方は卒業後、新規就農をしたわけですが、1年間、市の支援を受け、いわて平泉農協で補助員として勉強されました。私どもも有望な青年だということで支援をしているところでございます。

農地が少なく、市営牧野と個人の土地を借用し、餌を確保し、経営しております。

祖父は、和牛繁殖に熱意を持ってやられ、共進会等で上位入賞するなど優秀な牛を持っております。

経営内容としては、私は申し分のない家庭であると思っております。

以上でございます。

議 長

ほかにございませんか。

10番

佐藤 和威治 委員

49ページの44番、市の土地を貸す、再設定、なおかつ、地目が登記簿上は原野で、現況畑ということですが、市として、今後この状態でお貸しをするということでしょうか。

期間は1年の設定のようですが、公の機関が、毎年度貸すというのもしないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長

こちら私の方から答弁させていただきます。

これは、市営牧野です。管理条例に従って1年間となっております。借りる方が年度により変わる場合があります。

また、地目は原野ですが、牧野、採草地でございます。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第140号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第52号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第140号」を、貸借権設定第52号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第140号」貸借権設定第52号を審議いたします。

千葉 綾雄 委員は退室願います。

(午後2時34分 退室)

議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第140号」貸借権設定第52号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第140号」貸借権設定第52号を可と決します。 千葉 綾雄 委員は入室願います。 (午後2時34分 退室)
議	長	千葉 綾雄 委員に申し上げます。 「議案第140号」貸借権設定第52号を可と決しました。
議	長	次に、「議案第141号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 75ページをお開き願います。 議案第141号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。 77ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が16件でございます。 第1号は、一関地域と川崎地域に係る申請です。 78ページ、第2号から79ページ、12号までの10件は、千厩地域に係る申請でございます。 80ページ、第13号と14号は、川崎地域に係る申請でございます。 第15号と16号は、藤沢地域に係る申請でございます。 以上、各申請の内容については記載のとおりでございます。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
局長補佐		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第141号」の説明を終わります。

なお、第15号について14番 畠山 信吾 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第141号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第15号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第141号」を第15号を除き可と決します。

議 長 次に、「議案第141号」第15号について審議いたします。

畠山 信吾 委員は退室願います。

(午後2時38分 退室)

議 長 審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第141号」第15号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第141号」第15号を可と決しました。

畠山 信吾 委員は入室願います。

(午後2時38分 入室)

議 長 畠山 信吾 委員に申し上げます。

「議案第141号」第15号は可と決しました。

議 長 次に、「議案第142号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 それでは、81ページをご覧願います。

議案第142号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものでございます。

		<p>本議案に係る申請は、大東地域の1件でございます。</p> <p>申請の内容は、農地以外になってから20年以上経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長		<p>以上で「議案第142号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、大東地域の現地調査結果についての報告をお願いいたします。</p>
11番 石川 誠司 委員		<p>農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>日時、調査員は第3条と同じですので、割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は、JR摺沢駅から北に約6kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・北側が山林、南側が雑種地となっております。</p> <p>昭和59年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果についての説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長		<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第142号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議 長		<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第142号」を可と決します。</p>
議 長		<p>次に、「議案第143号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>議案第143号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断についてご説明いたします。</p>

先ほど佐藤農地専門委員長より報告がございましたが、今年の農地パトロールの結果についてご説明をさせていただきます。

「議案第143号資料1-1」をご覧ください。

今年の農地パトロールの結果について、利用意向調査及び荒廃農地調査の回答状況についてまとめたものでございます。

初めに、1の調査日数、筆数についてですが、調査日数は延べ35日、農業委員等の出席委員数は延べ128人、815筆、約97haを調査いたしました。

また、各地域で推進会議を行ったうえで、それぞれの地域において調査しております。

農地パトロール出発式がありました7月12日を中心として行うということで支所担当者との会議で話してございます。

次に、2の調査結果でございます。

地域ごとに、農地パトロールの際に「耕作している」、「A再開可能農地」、「B復元困難農地」、「その他の農地」と判定してございます。

なお、その他の農地につきましてですが、「転用済農地」「適用外申請地」「既に宅地化している」などとなっております。

内訳については表をご覧ください。

3の利用意向調査、「A再開可能農地」の回答状況については、2の調査結果から「A再開可能農地」と判定した人に対して利用意向調査を行いました。

去年は29筆、面積で約3.5haが利用意向調査の対象になりました。

まだ回答をいただいている方が3名、10筆分ほどございます。

続きまして、資料の2ページをお開き願います。

4の荒廃農地調査、(B復元困難農地)の回答状況について記載してございます。

これはB判定された農地で、約73.4haについて調査を行っております。

そのうち表で「②今後とも管理できない」と回答があった農地約42.8ha、これらは非農地につながるということになっております。

③、④については、保全管理や営農の再開をするということで回答いただいております。

あとは回答がない、再調査でございますが、約24.1haあるということでございます。

再調査というのは、土地改良区からの意見がまだ来ていないもの、意向調査から外れてしまったもので、今後、記載をいたします。

筆数にしますと全部で599筆でございます。

次に、5番の荒廃農地の状況についてでございます。

この表は、荒廃農地調査を行った結果、田と畑について荒廃農地の状況が平成30年末から、令和元年末においてどのようになったかを表した表であります。

平成30年末時点で田が15.9ha、畑が57.2haであったのに対して、令和元年末時点には田が18.3ha、畑が57.9haという状況になってございます。

次に、3ページ、「議案第143号資料1-2」荒廃農地調査一覧表をご覧ください。

昨年調査していただいた農地一覧で、それぞれ一筆ごとに調査した際の判断結果（区分・解消分類・解消確認）、利用意向調査や荒廃農地調査の回答状況を記載してございます。

資料1-3は、平成29年度に示された遊休農地対策制度と農地中間管理事業に関する事務の流れについてフローチャート化したものでございまして、内容は昨年と変わってございません。

機構との事務の流れについては昨年と同様に進めてまいりたいという考えでございますので、参考にご覧いただければと思います。

次に、別冊、議案第143号資料2、13ページ、53番の藤沢町藤沢字宇和田を、藤沢町保呂羽字宇和田に訂正をお願いいたします。

こちらの資料は、荒廃農地調査（B復元困難農地）のうち「②管理できない」と回答のあった方々の農地を1筆ごとに所在地から調査日等の項目を含めて抜粋して記載したものでございます。

令和元年度調査分の対象農地につきましては、1ページから11ページのとおり345筆の約42.8haとなっております。12ページ、13ページにつきましては、過年度分、30年度あるいはそれ以前に調査した分の調査票が、農地専門委員会終了以降に遅れて届いた方々の分を掲載しているもので、53筆、約6.8haとなっております。

これを合わせまして、今回令和元年度の非農地判定予定農地は、398筆、約49.7haという状況でございます。

なお、相続税や贈与税の納税猶予、農業者年金や中山間地域直接支払交付金などに該当していないことを支所等で確認をしたうえで非農地判定予定農地一覧に掲載してございます。

それでは、議案に戻りたいと思います。

82ページをご覧ください。

議案第143号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断についての議案の内容についてご説明いたします。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものでございます。

本議案につきましては、ただいま説明をいたしました議案第143号資料第2「非農地判定予定農地一覧」に記載されている農地のとおり、荒廃農地調査において「今後管理できない」と回答があった農地について非農地判断を求めるものでございます。

資料2に記載されている農地については、農地パトロール時に既に山林及び原野化しており、いずれも農地と認めがたい状況であったものです。

なお、この一覧に載った方々への非農地通知書は、4月以降に発送する予定でございます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 以上で「議案第143号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第143号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第143号」を可と決します

議 長 次に、「議案第144号 下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長 83ページをご覧ください。

併せて、本日お配りいたしました議案第144号の別紙もご覧願いたいと思います。

議案第144号、下限面積（別段の面積）の設定について、議案の内容をご説明いたします。

農地の売買、贈与、貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに経営する農地の下限面積が定められております。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、農地法では下限面積を50aと設定しているところです。

平成21年に農地法が改正されて、農業委員会が区域内の農地の保有、利用の現況及び将来の見通し等から見て、新規就農を促進するため適当と認められる面積を下限面積として設定できることになり、当農業委員会においても毎年下限面積の設定、または修正の必要性について審議を行ってきております。

令和2年3月19日開催の第5回農地専門委員会での協議については、先の農地専門委員長の報告のとおりであります。協議の結果、現行の下限面積50aを引き下げ、10aとすることに決定し、総会に提案するものです。

議案第144号別紙をご覧ください。

下限面積（別段の面積）の設定について、方針、現行の下限面積50aを10aに改める。

理由、下限面積を引き下げることにより、意欲ある新規就農者等を受け入れやすくし、農地の効率的利用の促進に結び付けようとするものです。

ただし、空き家バンクに登録された空き家に付属した農地の取得については、既に下限面積を1aに引き下げておりますことを申し添えます。

施行日は、令和2年4月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしく願いいたします。

以上で「議案第144号」の説明を終わります。

審議願います。

（なしの声あり）

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

議 長

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第144号 下限面積(別段の面積)の設定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第144号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第145号 一関市職員評価実施規程の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>それでは、84ページをご覧願います。</p> <p>議案第145号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>地方公務員法及び地方自治法が改正され、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられたことから、一関市職員人事評価実施規程の一部を改正し、令和2年4月1日から施行することについて、議決を求めるものです。</p> <p>85ページをご覧ください。</p> <p>改正の内容ですが、表の左側が改正前、右側が改正後として、改正部分にアンダーラインを引いております。</p> <p>第2条第1項第4号については、地方公務員法の改正による該当条文の変更と文言の訂正、第3条第2項については、臨時的任用職員のもとに「会計年度任用職員」を加えることによる条文の整理となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第145号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
議	長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第145号 一関市職員評価実施規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第145号」を可と決します。</p>

議 局	長 長	<p>次に、「議案第146号 農地利用最適化推進委員の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p> <p>87ページをご覧ください。</p> <p>議案第146号 農地利用最適化推進委員の決定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>川崎地域の農地利用最適化推進委員が亡くなられたことから、欠員補充1名の公募を行った推進委員について、次の者を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>推進委員欠員補充の経過であります。2月12日から3月9日まで公募を行い、定員1名のところに団体推薦により1名の応募がありました。</p> <p>その後農業委員8名による選考委員会を3月13日開き、応募者について審査し、適任者であると決定しております。</p> <p>候補者の年齢、住所、主な経歴等については、88ページに資料がございますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>説明については以上でございます。</p> <p>よろしくご審議のうえ、決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>以上で「議案第146号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>人事案ですので、審議を打ち切ります。</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第146号 農地利用最適化推進委員の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第146号」を可と決します。</p>
議	長	<p>以上で全議案が終了いたしました。</p> <p>第19回一関市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">(午後3時00分閉会)</p>

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員